

# PCB含有電気工作物処理の進捗状況について

平成30年3月12日

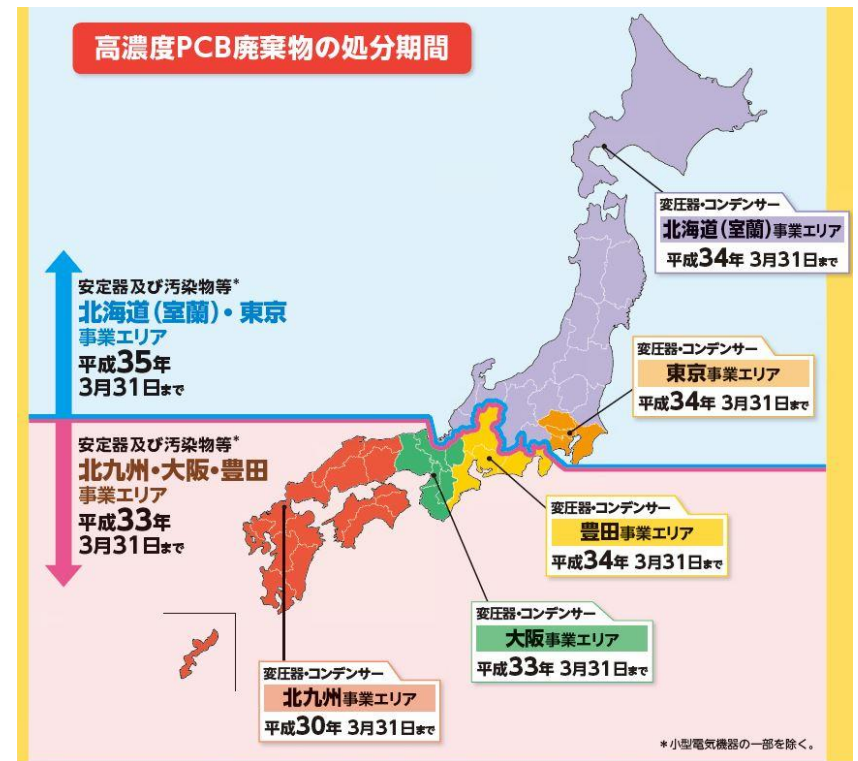
経済産業省 産業保安グループ  
電力安全課

# 1. 高濃度PCB使用製品・高濃度PCB廃棄物に関する現況

- PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは、難分解性で慢性毒性を有する化学物質。
- 高濃度PCB廃棄物の処理が可能な事業所は、全国5か所のみ。
- 5箇所の事業エリアごとに、**処分期間**が設定されている。
- **最短の処分期間**は、北九州事業エリアで平成30年3月末。

- PCBは、昭和43年のカネミ油症事件を契機にその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造中止に。
- 平成13年、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「**PCB特措法**」という。）が制定され、国が中心となって、立地地域の関係者の理解と協力の下、**高濃度PCB廃棄物**の処理を行うことができる、**JESCO（中間貯蔵・環境安全事業（株））**の事業所が**全国5か所**に整備され、稼働中。
- **事業所ごとの処分期間**は、地元との約束で、**最短で平成30年3月末**。しかし、JESCOに処分委託しない事業者や、未だ使用中の**高濃度PCB使用製品**が存在。

（注：PCB特措法の高濃度PCB使用製品のうち、電気事業法の電気工作物に該当するもの（変圧器、電力用コンデンサー等）を、PCB特措法では**高濃度PCB使用電気工作物**といい、電気事業法では**高濃度PCB含有電気工作物**という。）



環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の期限内処理に向けて」より抜粋

## 2. PCB含有電気工作物処理の進捗状況

- 電気関係報告規則に基づく届出による、平成30年1月31日時点における使用中の高濃度P C B含有電気工作物※<sup>1</sup>の数は次のとおり

J E S C O 事業エリア	処分期限 (高濃度P C B含有電気工作物)	使用中台数[台]	
			平成28年3月 31日時点[台]
北海道	平成34年3月31日まで	1,142	3,961
東京	平成34年3月31日まで	688	3,568
豊田	平成34年3月31日まで	723	4,276
大阪	平成33年3月31日まで	381	3,918
北九州	<b>平成30年3月31日まで</b>	<b>53</b>	<b>3,275</b>

※ 1 高濃度P C B含有電気工作物とは、P C B含有電気工作物であって、使用されている絶縁油に含まれるP C Bの重量の割合が0.5%を超えるもの

# (参考 1) 高濃度PCB使用製品に対する新たな規制 (PCB特措法)

- 平成28年8月1日、PCB特措法が改正・施行。
- 新たに、高濃度PCB使用製品の所有事業者は、**処分期間内の廃棄**を義務づけ、廃棄後は、高濃度PCB廃棄物の保管事業者として、**処分期間内の処分委託**を義務づけた。
- また、高濃度PCB使用製品に対して、**廃棄見込みの届出等**を義務づけた。

- ✓ **処分期間**とは、**区域ごと**に定められた、**計画的処理完了期限の一年前の日**までの期間。

PCB特措法における**廃変圧器等**の処分期間 (※ その末日が、廃棄・処分委託の期限)

保管の場所の所在する区域	処分期間
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	平成28年8月1日から <b>平成34年3月31日まで</b>
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	平成28年8月1日から <b>平成33年3月31日まで</b>
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成28年8月1日から <b>平成30年3月31日まで</b>

- ✓ ただし、**従来より計画的に処分を進めてきた者**は、**JESCOとの間で特例処分に適用する処分委託契約書を締結し**、都道府県知事へ所定の事前届出を行った場合には、処分期間を、特例処分期限日 (計画的処理完了期限の日と同じ。) まで**一年延長**できる。

## (参考2) 高濃度PCB含有電気工作物に対する新たな規制(電気事業法)

- 電気事業法の電気工作物である高濃度PCB使用製品（電気事業法における「**高濃度PCB含有電気工作物**」）については、計画的処理完了期限まではPCB特措法の廃棄義務等の規定が適用除外であり、**電気事業法で相当の措置**を講じることとなっている。
- このため、**高濃度PCB含有電気工作物の設置者に対して、以下の3つの措置**を講じ、早期処理を促進する。

### ➤ 電気設備技術基準省令による使用禁止

・これまで継続使用が容認されてきた高濃度PCB含有電気工作物について、告示の期限を超えた使用を禁止する。

### ➤ 電気関係報告規則による毎年度の管理状況（廃止予定時期）の届出

・年度末に、使用中の高濃度PCB含有電気工作物がある場合は、廃止予定時期を決め、翌年度6月末までに届出を行わせる。

### ➤ 主任技術者内規による掘り起こし

・事業場の電気工作物における高濃度PCB含有電気工作物に該当するものの有無を、電気主任技術者等に確認させる。

### (参考：計画的処理完了期限を過ぎた後のPCB特措法、電気事業法の適用)

- ・廃棄されていない高濃度PCB含有電気工作物は、使用中であっても、高濃度PCB廃棄物とみなされる。
- ・このため、環境大臣又は都道府県知事による改善命令や代執行の対象となる。
- ・引き続き電気事業法も適用され、技術基準適合命令の対象となる。